

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
◎地方自治法第180条の2の規定に基づ く知事の権限に属する事務の委任（行政管理課）	1
◎告示（地方自治法第180条の2の規定 に基づく知事の権限に属する事務の委 任）の一部改正（ 〃 ）	1
◎県立学校の学校給食費等の納付に係る 納入通知書の様式の定め（会計管理課）	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	3

告 示

高知県告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づ
き、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。
令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 委任する事務
高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の
管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号）第4条第1項
の規定による学校給食費等の徴収及び同条例第5条の規定に基
づく学校給食費等の減免
- 委任する相手方
高知県教育委員会
- 委任する年月日
令和7年4月1日

高知県告示第247号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規
定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように
改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)ア中「第31条第1項」を「第24条第1項」に改め、1
の(1)イ中「及び認定（法第50条第2項）」を「（法第109条第
3項）」に改め、1の(1)ウ中「第52条第2項」を「第126条第
3項」に改め、1の(1)オ中「第62条第1項」を「第135条第1

項」に改め、1の(1)中オをカとし、1の(1)エ中「第61条第1
項」を「第134条第1項」に改め、1の(1)中エをオとし、ウの
次に次のように加える。

エ 学校法人に対する措置命令（法第133条第1項）

高知県告示第248号

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第39条第1項の
規定により、高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給
食費等の管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号）第4条
第3項の規定による学校給食費等の納付に係る納入通知書の様式
を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 県立学校の学校給食費等の納入通知書

備考 納期限の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日を納期限とします。

高知県
②高知県立学校給食費等 受付票

年 月分

学校名		学年	
生徒コード			
生徒氏名			

納付金額 円

口座番号	01620-1-960014
加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店

総括店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印
--------	---------	---------

(郵便局/収納金融機関 (収納取りまとめ店等含む) 保管)

高知県
②高知県立学校給食費等 領収済通知書

様式

種別 執行機関 年度 生徒コード 学校区分

会計 略科目 学年・月 節内訳 給食費等

年 月分

学校名		学年	
生徒コード			
生徒氏名			

ここには、何も記入しないでください。

納付金額 円

口座番号	01620-1-960014
加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店

総括店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印
--------	---------	---------

(送付先：四国銀行集中センター)

第3号

高知県
②高知県立学校給食費等 納付書兼領収書

年 月分

学校名		学年	
生徒コード			
生徒氏名			

納付金額 円

領収日付印

上記の金額を領収しました。

第3号の裏面
次の金融機関等に納付してください。
1. 県内
(1) 四国銀行の本支店出張所及び代理店
(2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
(3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、愛媛銀行、徳島大正銀行、香川銀行、四国労働金庫及び信用組合広島高知銀の県内の各支店
(4) 南知市農協、高知県農協及び土佐くらしお農協の本支店出張所
2. 県外
(1) 四国銀行の県外支店出張所
(2) 高知銀行の県外支店
(3) みずほ銀行の本支店出張所
3. その他
四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

高知県教育長 長岡 幹奈

高知県教育委員会規則第5号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第19号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) こうちグローバル人材育成基金に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。